# 規制の事前評価書

法 令 案 の 名 称: 社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律案

規制の名称:機構における事業所等の情報収集のための規定の整備・企業型年金におけるマッチン

グ拠出の制限の廃止

規制の区分:☑新設□拡充□緩和☑廃止

担 当 部 局:厚生労働省年金局 企業年金・個人年金課、事業管理課

評価実施時期:令和7年4月

## 1 規制の必要性・有効性

## <法令案の要旨>

・ 社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化を図る観点から、働き方や男女の差等に中立的で、ライフスタイルや家族構成等の多様化を踏まえた年金制度を構築するとともに、所得再分配機能の強化や私的年金制度の拡充等により高齢期における生活の安定を図るため、被用者保険の適用拡大、在職老齢年金制度及び遺族年金の見直し、標準報酬月額の上限の引上げ、個人型確定拠出年金の加入可能年齢の引上げ等を行う。

#### 【新設】

## <規制を新設する背景、発生している課題とその原因>

- ① 機構における事業所等の情報収集のための規定の整備
- ・ 現状では、日本年金機構(以下「機構」という。)が事業所調査等で事業所に立ち入った際に、賃金台帳が 整備されておらず従業員の報酬に係る情報を得られないために適用の可否の判断が困難な場合があり、本法 案による適用拡大後はますますそのような事態が増加すると見込まれる。被用者保険の適用拡大を適正に行 なうためには、こうした課題を直ちに解消する必要があることから機構が入手できる事業所等に係る情報を 充実させる必要がある。

## <必要となる規制新設の内容>

- ① 機構における事業所等の情報収集のための規定の整備
- ・ 厚生労働大臣(機構)が金融機関等に対し、事業所の従業員に係る給与等の情報の提供を求めることを可能とする。

## 【廃止】

#### <規制を廃止する背景、発生している課題とその原因>

- ② 企業型年金におけるマッチング拠出の制限の廃止
- ・ 高齢期における生活の安定を図るため、企業型年金の加入者がライフスタイル等の多様化を踏まえ、加入 者掛金の拠出を自由に行うニーズが認められるにもかかわらず、加入者掛金は事業主掛金を超えてはならな い旨のマッチング拠出の制限があることにより、加入者は自由に掛金拠出をすることができず、iDeCo 加入 者として掛金を拠出する場合と比較して、個人が掛金を拠出するという点で同じであるのに掛金額が低くな ってしまい、十分な老後の所得確保ができない状況にある。

## <必要となる規制廃止の内容>

- ② 企業型年金におけるマッチング拠出の制限の廃止
- ・ 上記課題を踏まえ、企業型年金における加入者掛金の拠出を制限するマッチング拠出の制限を廃止することとする。

## 2 規制の妥当性(その他の手段との比較検証)

## 【新設・拡充】

## くその他の規制手段の検討状況>

□検討した ☑検討しなかった (検討した内容・結果又は検討しなかった理由)

## <その他非規制手段の検討状況>

- □非規制手段を全く導入しておらず、今回初めて検討した
- □非規制手段を全く導入しておらず、今回も検討しなかった
- □非規制手段を既に導入しているが、別途の非規制手段も検討した
- ☑非規制手段を既に導入しているため、検討しなかった

(検討した内容・結果又は検討しなかった理由、既に導入済みの非規制手段の内容)

・ 機構における事業所等の情報収集のための規定の整備については、現行の厚生年金保険法(昭和二十九年 法律第百五十五号)第 100 条の 2 第 5 項において「厚生労働大臣は…第一号厚生年金被保険者の資格、標準 報酬又は保険料に関し必要があると認めるときは…銀行、信託会社その他の機関又は事業主その他の関係者 に対して報告を求めることができる」とされていることを踏まえ、新たに厚生労働大臣(機構)が「銀行、信 託会社その他の機関」に対して「第一号厚生年金被保険者又は第一号厚生年金被保険者であると認められる 者の収入の状況その他の事項」について「報告を求めることができる」と規定することを予定しているもの であり、既存のスキームが存在し当該報告の求めの対象等を拡大することで課題の解消を図れるため、他の 手段については検討しなかった。

# 3 効果(課題の解消・予防)の把握

# 【新設】

- ① 機構における事業所等の情報収集のための規定の整備
- ・ 機構が入手できる事業所等に係る情報が充実することにより、より公正かつ円滑な適用対策を行うことが 可能となる。

#### 【廃止】

- ② 企業型年金におけるマッチング拠出の制限の廃止
- ・ マッチング拠出における加入者掛金の制限を行わないこととし、これにより加入者は制限なく掛金拠出を 行うことが可能となるため、それぞれのライフスタイル等に合わせて老後の所得確保に向けて取り組むこと ができることとなる。

## 4 負担の把握

# 【新設】

## <遵守費用>

- ① 機構における事業所等の情報収集のための規定の整備
- ・ 事業所の従業員に係る給与等の情報の提供を求められた金融機関等については、その対応のため事務負担 の増加が見込まれる。

## <行政費用>

- ① 機構における事業所等の情報収集のための規定の整備
- ・ 機構側で当該情報提供を受けることができるようにするための準備に係る業務が発生すると見込まれる。

## くその他の負担>

. –

## 【廃止】

② 企業型年金におけるマッチング拠出の制限の廃止

## <規制緩和・廃止により顕在化する負担>

• –

#### く行政費用>

• —

# 5 利害関係者からの意見聴取

## 【新設】

① 機構における事業所等の情報収集のための規定の整備

## 【新設】

□意見聴取した ☑意見聴取しなかった

(意見聴取しなかった理由)

被保険者や事業所の権利義務に直接影響を及ぼすものではないため。

#### <主な意見内容と今後調整を要する論点>

#### <関連する会合の名称、開催日>

•

#### <関連する会合の議事録の公表>

② 企業型年金におけるマッチング拠出の制限の廃止

#### 【廃止】

☑意見聴取した □意見聴取しなかった

#### く主な意見内容と今後調整を要する論点>

- ・ 若年期は事業主掛け金額が少なく、マッチング拠出の制限により十分な拠出ができないことから、事業主 掛金までしか拠出できないとする制限についてなくすべきとの意見がある。
- ・ マッチング拠出の制限の撤廃により、自助努力の活用が格差拡大にならないように配慮すべきとの意見が ある。

#### <関連する会合の名称、開催日>

・ 第 37 回社会保障審議会企業年金・個人年金部会(令和 6 (2024)年 11 月 8 日)

# <関連する会合の議事録の公表>

- ・ 令和7年2月に公表済み。
- https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/shingi-hosho\_163664\_00006.html

# 6 事後評価の実施時期

# 【新設、廃止】

# <見直し条項がある法令案>

\_

## <上記以外の法令案>

- ① 機構における事業所等の情報収集のための規定の整備
- ・ 令和12年度までに事後評価を実施する予定。
- ② 企業型年金におけるマッチング拠出の制限の廃止
- ・ 令和12年度までに事後評価を実施する予定。